

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第1区分

【発行日】平成31年4月25日(2019.4.25)

【公開番号】特開2018-14237(P2018-14237A)

【公開日】平成30年1月25日(2018.1.25)

【年通号数】公開・登録公報2018-003

【出願番号】特願2016-143090(P2016-143090)

【国際特許分類】

H 01 R 13/11 (2006.01)

H 01 R 12/51 (2011.01)

【F I】

H 01 R 13/11 302A

H 01 R 12/51

【手続補正書】

【提出日】平成31年3月12日(2019.3.12)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0024

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0024】

本発明の一実施の形態であるコネクタ1について図1乃至図3を参照して説明する。図示されたコネクタ1は、基板20(図12等)に実装されるべき実装部2、及び、線状導体であるケーブルを受けるケーブル嵌合部3を備える。図示されたケーブル嵌合部3は実装部2の下側、第1方向D1側に設けられている。後述するように、所定の形状に切り出した一枚の金属板を折り曲げることにより、実装部2、ケーブル嵌合部3は形成される。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0079

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0079】

今、開口10に被覆導線16を挿設した状態にあるものとする。即ち、ケーブルストッパー15が規定する所定の位置に収容部3Aが被覆導線16を収容しているものとする。このときの開口10の間口を考える。開口10の間口を占める被覆導線16の断面のうち、最も第2方向D2側にある点を図21Bに点Pとして示す。点Pは開口10における第2方向D2の端部になる。このような点Pから第1平面5に向かって垂線を下す。この垂線の長さLは基板20の厚さUよりも長くなる。基板20の厚さUとは、基板20の実装面21(第2正面)から背面22(第1正面)の間の長さである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0085

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0085】

また、図10に示すように、上述の実施形態では、被覆導線16を介して対向するように2つの片持ち梁を配置し、その先端をケーブル接点部11としたが、本発明はこれに限定されるものではない。

**【手続補正4】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0086**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0086】**

例えば、これら2つの片持ち梁のうち、一方を取り去ることとしてもよい。この場合、残った片持ち梁の自由端が裸導線17Aを押したとき、裸導線17Aが自由端を押し返して両者の接触を維持するため、裸導線17Aがある程度の硬さを持っていることが好ましい。この場合であっても、ケーブル接点部11が裸導線17Aよりも硬ければ、上述のコネクタ1と同様に、被覆導線16の脱落を防止する効果を得ることができる。

**【手続補正5】****【補正対象書類名】**明細書**【補正対象項目名】**0087**【補正方法】**変更**【補正の内容】****【0087】**

或いは、残した片持ち梁の自由端と対向する位置に、挿入方向Iと直交する方向に板状部材を配置してもよい。この板状部材の一端面は、挿入された裸導線17Aとわずかに隙間を残すように配置される。片持ち梁のケーブル接点部11に相当する位置に、ケーブルストッパー15の板状部材に相当する板状部材をもう一枚配置したような構成となる。この場合、片持ち梁の自由端は、裸導線17Aを板状部材の一端面に押し付けるように作用する。